

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第2回期日(20220809)提出の書面です。

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

証拠説明書(甲A号証)

—控訴人ら控訴審第7準備書面に対応する証拠について—

2022年(令和4年)5月30日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 504	論文「立法不 作為の違憲 審査」	写し	2020年4 月28日	曾我部真裕	<p>立法（立法不存在）と立法行為（立法不作為）との区別。</p> <p>例えば、公職選挙法その他の法律で、在外選挙制度が一切定められていないことは立法の不存在（これは、別の言い方をすれば立法の内容の問題である。）であり、この不存在が違憲であるにもかかわらず国会が在外選挙制度を設ける法律を制定しないのが立法不作為であって、両者は問題として区別されるものであること。</p> <p>「立法不作為の違憲審査」の論点をいったん離れて考えれば、一般に、違憲審査で問題となるのは、法律の内容の合憲性であるにもかかわらず、立法行為（作為と不作為とを含む。）が問題とされるのは、立法不存在を含む立法の内容の違憲性を当事者が主張するために、国家賠償請求訴訟というルートによらなければならないという事情によること。</p>
甲A 505	書籍『憲法訴訟 [第2版]』 (抄本)	写し	2008年3 月10日	戸松秀典	<p>ある法律の規定について、それが違憲であり、立法者が合憲となるように法改正することを怠っていると主張される場合、当該規定を違憲と主張すればよいのであるから、敢えてこれを立法の不作為の問題とする必要はなく、このことは、法律の制定時は合憲であったが、時の経過とともに違憲となったとされる場合についても同様であると解されること。</p>

以上